

第十九回国 参議院通商産業委員会會議録第二十九号

昭和二十九年四月八日(木曜日)午後一時三十分開会

委員の異動

四月七日委員大谷實雄君辞任につき、その補欠として長島銀藏君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 中川 以良君

理事 松平 勇雄君
海野 三朗君
小松 正雄君

委員 石原幹市郎君
黒川 武雄君
小林 英三君
西川弥平治君
岸 良一君
豊田 雅孝君
西田 隆男君
藤田 進君
三輪 貞治君
天田 勝正君
白川 一雄君

國務大臣 愛知 揆一君
通商産業大臣 川上 為治君
政府委員 通商産業省 釜山局長

事務局側 常任委員 林 誠一君
会専門員 山本友太郎君
会専門員 小田橋貞寿君
常任委員 小田橋貞寿君

法制局側

参事(第三部長) 菊井 三郎君
説明員 工業技術 院院長 駒形 作次君

本日の會議に付した事件

○航空機製造法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、纖維製品検査所の出張所の設置に關し承認を求めの件(内閣送付)

○技術士法案(海野三朗君外十四名発議)

○石油及び可燃性天然ガス資源開採法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○石油資源探査促進臨時措置法案(内閣送付)

○委員長(中川以良君) それでは只今より通商産業委員会を開きます。

○委員(川上為治君) 本日は航空機製造法の一部を改正する法律案並びに日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案、更に地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、纖維製品検査所の出張所の設置に關し承認を求めの件、以上三案を議題といたします。

○委員(林誠一君) 先ず政府側より提案理由の説明を求めます。愛知通産大臣。

○國務大臣(愛知揆一君) 只今議題と相成りました二法律案はか一件を御説明申上げます。

先ず航空機製造法の一部を改正する法律案でございます。現行航空機製造法が施行せられてから約二年を経過いたしましたのでありますが、この間、航空機工業は、修理事業から再開されまして、最近に至りまして生産需要も漸く見られるに至つたのでございます。併しながら、この半面新規企業の設立が相当多くもくろまれておりますが、需要の僅少な現状におきまして企業の濫立を来たすことは、単に航空機工業の健全な発達を阻害するばかりでなく、過剰投資の弊を生み、国民経済の健全な運行を妨げる虞れがあるものであります。

然るに現行法は、検査に主眼を置いた技術的立法でありまして、このような事態に對処いたすするためには、新たに事業法としての諸規定を整備する必要がありますに至りましたので、ここに航空機製造法の一部を改正する法律案を提案いたしました次第でございます。

この法律案の主な改正点は、航空機の製造又は修理の事業について現行法の届出制を改めて許可制とし、技術の優秀性と経営の健全性を基調とした事業分野の確立を図りますため、事業の開始は許可を要することとしたこととでございます。

許可制の適用を受けますものは、航空機、原動機、プロペラ、回転翼等航空機製造事業の主体をなすと共に、事業の調整を行う必要が特に大きいものに限定いたしましたして、初級滑空機等に

ついては現行法通り届出制をとることとしたのでございます。

なお、この許可制に關連いたしました航空機製造事業者等が行う事業の区分の変更、特定製造設備の新増設、工場の移転についても許可制をとります。ほか事業の承継、許可の条件、國に對する適用の規定を追加する等所要の条文整理を行うこととしたのであります。

以上がこの法律案の提案理由及び主要な内容の概略でございます。何とぞ慎重御審議の上御可決あらんことを切望いたします次第でございます。

次に日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案につきましてその提案理由を御説明申し上げます。

日本製鉄株式会社法は、日本製鉄株式会社、企業再建整備法の規定による決定整備計画に従い、昭和二十五年三月三十一日解散して清算事務に入つたのに伴ひまして、日本製鉄株式会社法を廃止すると共に、これに伴う経過的措置を規定したものであります。昭和二十五年八月五日法律第二百四十号を以て公布施行されたものでございます。

日本製鉄株式会社法の規定によりまして、いわゆる一般担保制度の適用により社債の発行に當りましては工場抵当法による工場財団を組成する必要があるかつたため、同社の資産については全く工場財団の組成に必要な措置が講ぜられていなかったことに鑑みまして、日本製鉄株式会社の第二会社たる

八幡製鉄株式会社及び富士製鉄株式会社の二社に對して工場財団組成のための猶予期間を設けまして、二年を限つて一般担保による社債の発行を許容いたしますと共に、三年を限りまして社債の担保の効力を認め、又見返資金等の貸付金の担保の効力につきましても同様の措置をとつたのであります。が、その後両社の設備合理化計画の進捗に伴ひまして一般担保の対象となる債務も急激に増加し規定された期限内にはこの債務に見合う工場財団組成を完了することが困難となつたので、昭和二十七年四月十二日法律第十一号を以て、期限を更に二年、二年延長して今日に至つたのであります。

然るに、現行の工場財団制度その他我が國の担保制度は、主として不動産抵当を中心とするもので、人的、物的諸要素が総合されて活動している企業体に対する担保制度としては不十分であり、且つ工場財団組成の手続は極めて複雑で、円滑な資金調達に要求には応じ得ない憾みがあるところから、政府において一般担保制度に關する一般法の制定につき、かねてより検討中のところ、このたび企業担保法(仮称)案を作成する運びに至つたので、本国会に提出し、これら二社の社債及び日本開発銀行よりの借入金については、企業担保法による一般担保に切換をさせ

るべく予定していただいておりますが、何分にも企業担保法は暫期的制度であり、これが実施には各界との十分な意見調整を必要とするため、本国会への

提出は見合せ、次期国会に提案する予定といたしたのであります。従つて二社は、日本製鉄株式会社法廃止法に規定するところによつて、本年八月五日以降は、財団組成を完了しなければ、社債の発行は事実上不可能となるわけであり、企業担保法の提案制定を近く予定しております現在、同法制定の曉には同法の適用を受けらるものと予想される両社について複雑な手続により、工場財団を定設せしめることは時宜に適したことは考えられないので、企業担保法成立までの過渡的措置として日本製鉄株式会社法廃止法による社債の発行期限を更に二年延長すると共に、社債及び日本開発銀行の貸付金にかかわる担保の効力をも二年延長することが適当であると認められます。これが、この法律案を提出する理由であります。

何とぞ慎重御審議の上御可決あらんことを切望いたす次第であります。

第三に、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づきまして、繊維製品検査所の出張所設置について、国会の御承認をお願いするものであります。

繊維製品検査所は、輸出絹人絹織物の検査表示を実施する国の機関でありまして、現在京都ほか七個所に本所を、東京ほか二十三個所に支所及び出張所を設置してあります。現在鹿児島地方には、検査所の設置なきため、同地方における輸出絹人絹織物の検査表示は、すべて神戸繊維製品検査所福岡支所から出張して行なつております。

福岡市と鹿児島市とは相当の距離にあり、往々検査表示の円滑、迅速を欠く場合が生じ、しばしば鹿児島県並びに関係業界から検査所設置の

要望を受けている次第であります。

鹿児島地方における検査高を見ますと、昨年一月は三千五百ヤード、六月は七千五百六十六ヤード、十一月には六万六千七百五十五ヤードとなりまして、月を追つて急激に増加して参つております。ところが、出張して検査表示を行う場合の申請者は、検査手数料のほかに出張職員の旅費を負担することになつております。これがため、輸出品原価の高騰を招き、業界に多大の迷惑をおかけしてありますので、鹿児島市に出張所を設置しようとするものであります。

なおこの増設については、人員並びに経費の増加を必要としないのでありまして、現行予算の範囲内で検査表示の能率的運営を図り、品質の改善と海外における声価の向上に資せんとするものでありますから、よろしく御審議をお願いいたします。

○委員長(中川以良君) 只今の二法律案並びに他の一件に関しましては、本日はこの程度にいたしておきまして、次回にいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(中川以良君) それでは只今より技術士法案を議題といたします。前回に引続きまして御質疑をお願いいたします。

○西川弥平治君 私は技術士法案の第一条並びに第二条にありますが、目的及び業務というところにつきまして伺いたいののは、これはいわゆる業務という私

は解釈をちよつと伺つて見たいと思うのであります。業務という言葉は、みずから事業をやつていふことを以て、みずからというのじやありませんが、事業をやつていふことを業務というふうには解釈するのでございませうか。まあ使用人という言葉が悪いのであります。雇用関係において仕事をやつていふことも、これも業務でないかと思ひますが、この業務といふことはどういふことを意味してございませうか。これを第一に伺ひたいと思ひます。

○法制局参事(菊井三郎君) 第一条、第二条等におきまして技術士の業務という言葉を置いてありますが、この業務は、第二条に規定いたしておりますように、技術士が他人の求めに応じて報酬を得て各号に掲げるような行為を業として行ひ、こういうこととござい

ます。従ひまして、端的に申上げますならば、報酬を得て、結局対価を得まして、技術士のサービス業を営業として行ひ、こういうことにならうかと思ひます。

○西川弥平治君 いま一つ伺ひます。第二条におきまして、「その他政令で定める科学技術の部門」、こういうことがございませうか、この「その他政令で定める科学技術の部門」というのを指して言うのであります。これはこれから質問をいたします関係上、その政令で定める科学技術部門といふものを伺つておきたいと思ひるのであります。

○法制局参事(菊井三郎君) 第二条に規定いたしております「その他政令で定める科学技術の部門」と申しますの

は、ここで、機械、金属、鉱山、電気、化学、こういうものをこゝへ掲げておきますけれども、それ以外にない部門があるもので、どういう部門を定めるかというところにつきまして、政令に委任いたしました。政令で定められても、こういう建前にいたしておるわけにございませう。それで然らばどういふ事項が政令で定める部門になるであろうかという問題があるわけにございませう。建設、農林、水産というようないふことが考えられますが、この実施に當りまして、なお政府のほうでどういふ部門を追加するかという点が出て参ると思ひますが、更にその範囲は拡大されるかどうかという点につきまして、その詳細の点につきましては、なお政令で定めるといふことで運用上政府に一任いたしておるわけにございませう。

○西川弥平治君 只今その政令で定める部門といふことについて、建設といふ話がちよつとありましたので、私はいつておられると思いますが、建設といふ法律ができておると私は考へておられる。この建築士法といふのは、いわゆる業務を行わなくとも、今その技術の段階と申しますか、何といひますか、まあ商売をしておらなくても、この建築士法には免許を得なければやれないといふことを私は聞いておるのであります。これをこの技術士法との関連を少しく伺つて見たいと思ひるのであります。この点で、私は先ほど申上げておるように、業務といふ言葉を質問いたしたわけにありますが、その点如何でございませうか。

○法制局参事(菊井三郎君) 第二条に

規定いたしておりますけれども、これは第二条に括弧書きで書いてございませう。他の法律におきまして或る業務を行うことが制限されておると申します。独占的な仕事になつておると、そういうものにつきましては技術士の業務の範囲外にあるといふために、括弧書きでそういう行為を除くこと、こういうふうにしておるわけにございませう。従ひまして、只今問題になりました建築士といふような業務は技術士の範囲から除かれる、こういうことにならうかと思ひます。

○西川弥平治君 然らば、私ははつきりわかりませぬけれども、電気技術者に對しましては、一定のやはり基準がございまして、電気技術に對する一つの何と申しますか、これは一種、二種、三種とかいふようなことを言つておるようでありませぬ、そういう電気技術者とか、或いは無線士といふようなものとの関連はどうでございませうか。

○説明員(駒形作次君) 電気技術者におきましては、電気主任試験といふものがございまして、やはり今お話をございませぬような資格を与えておるのでございませぬ、これは電気技術といふものを身につけておるということだけを証明しておるわけにございませぬ。併しながら、一方におきまして、電気施設に關する法律等におきまして、何キロワット以上の発電所におきましては何種以上の技術者が主任技術者にならなければならぬといふふうな場合になつておる。この技術士法の場合におきましては、電氣に關しまして報酬を得て、そのしていろ／＼な技術的のサービスをするという者はやはり電氣

技術者といふことにならうかと思ひます。

技術に関する技術士ということになるわけでありまして、主任技術者のほうと技術士のほうとは今申しましただけの違いがあるわけでありまして。

○海野三朗君 科学技術の部門につきましてちよつと私から補足さして頂きたく存じます。ここに掲げました「機械、金属、鉱山、電気、化学」と、こゝら定めてありますが、この細目に亘りますと、例えば、音響学でございませぬ。建築をいたしましても、建築以外に音響学の方面から考えまして、音がどういふふうにかゝるといふことはこの音響学の専門に属するのであります。又爐にいたしましても、耐火物即ちレフラクト・マテリアルという方面から申しますと、すべての部門に、機械のほうにも入れれば、鉱山にも入れば、電気にも関係して来る、この横の方面からの専門、レフラクト・マテリアル専門という面もありません。又ヒート面から申しますと、単に金属ばかりではありませぬ、熱という方面から申しますと、燐房の場合にも関係いたしますし、又金属を作る方面におきましても、或いは又電気のほうにおきましても、熱の発生、珪素鋼板という、熱工学でも申しましてよろしく、熱工部門がございまして、たゞさへんここに掲げてありますこの条項のほかに入りませぬ事務がたくさん技術部門の中に含まれておりますので、これは追つてだん／＼政令で定めて参らなければならぬかと、こゝら申して考へておる次第でございませぬ。

○西川弥平治君 私は電気技術者に対して、技術者に対する一つの階段がある。要するに主任技術者としての階段がある。或いは無線士におきましても、やはりさういふふうなことがあるのでございませぬ。こゝら申しては大体におきまして事業ではないのでありますので、その人その人に資格があつて、さうして進んでおるのであります。私はこゝら電氣技術者とか、無線士とかいふふうな面のことについて、どうも技術士法がまだびつたりと私の気持ちに合致しない点があるのであります。それから少しく小さい話でございませぬが、今汽閥士法と申しておられないと思ひます。例の熱管理何とかと申しておるかも知れませぬが、汽閥士法であるとか、それからなお技術問題で極く小さい問題であります。ポイラーとか或いは高圧の銲接をいたします銲接士というふうなものがあつたが、こゝら申してはさういふ細部に亘つてびつたりとせん点があると思ふのですが、伺いたいと思ひます。

○法制局参事(菊井三郎君) この技術士法は技術的なサービスをする業務の制度を作らうといふことでありまして、これ以外にいろいろな只今御質問のありましたような技術を従事しておられるかたがいろいろな職業に従事しておる場合があるかと思ふのであります。すけれども、この技術士法はさういふ業務をこの法律によつてどうしようといふわけではないのであります。一定の技術を持つてゐる者がその技術のサービスの業務をするといふことでありまして、ほかにさういふ技術を業として、或いは業としないともそれで仕事をしておるといふ場合に、これとまあ関係がないといふことになるわけでありませぬ。ただ他の技術士、技術を持つておる部門における業務が独占的排他的になつておる場合には、この技術士の業務からさういふ業務は外れる、こゝら申してはさういふわけでありませぬ。

○説明員(駒形作次君) 今のちよつと附加して申上げます。この技術士といふのはコンサルタントであります。先ほどお話がありました電氣技術者といふのはオペレーターでありまして、実際に仕事をする人、その人が技術を身につけておることが必要である資格条件でございませぬので、オペレーターとコンサルタントとの違いはそこにあるのぢやないか、こゝら申されるのであります。

○西川弥平治君 私は今のお話で一応その点は納得ができるのであります。こゝら申してはさういふものと、私は非常にこゝら申してはさういふものと、技術士法によつて、これには何れさういふ特典的なこととはございませぬが、将来どうもこの技術士法といふものが何か特典を持つ法律になるのではないかと申して素地を非常に強く私は感ずるのであります。その点は一つこの際につきりとしておく必要があると思ひます。何かさういふことであるならば、この裏には何かさういふ将来この技術士法が特権を持つものではないか、かよふに私は考へられるのであります。

○説明員(駒形作次君) 今御説明にあつたように必ずしもこの一、二、三、四だけが満足されているからといつて自動的になるものとは限らないのであります。その点は厳格にやはり審査委員から認定して頂きまして、さうして資格を付与するといふふうになければならぬと考へます。

○西川弥平治君 第四條は一つ伺いたしたいと思います。第四條は、一、二、三の事項に該当する者に対しては技術士の資格がないといふことになつておるのであります。私は現在の場合から見ます場合には、殆んどこゝら申してはさういふふうなことを考へておるわけでありませぬ。

の技術士としての特権がないのであります。将来においては、先ほどお話をあつたように、特権が付与されるのであるかも知れませんが、現在の場合に於いては何ら特権がないのかかわらず、こういうふうな一、二、三のような厳格な一つの資格を制限をされているという事は、これはどうかと私は考へるのであります。而もこれが公職にあるとかいうようなものでありますならば、これは当然だと思ひます。けれども、全く技術士というまじだ本當に何も、名前だけを、資格だけを与えるものに対して、かような私は厳格な条文を作ることとはどうかと考へるのであります。その点について一つ伺いたいと思ひます。

〔委員長退席、理事松平勇雄君着席〕

○法制局参事(菊井三郎君) 誠に御尤もな質問でございます。この欠格事由につきまして、これを嚴重にするかどうか、他の資格法におきましてはいずれもこういう欠格事由を規定してないのでありますけれども、恩典の伴わないこの法案につきましては、立案過程におきまして、どうであるかという点は、慎重に考へたのであります。併しながら國家が試験を行い、又は認定をして、そして技術士という國家的な資格を付与する以上は、やはり現在の恩典がないとは申しませんが、何らかはやはり欠格事由として厳格な規定をすべきではなからうか、又それすることが技術士の社会的な品位を高め、信用を増すゆえんであるのではなからうかというような点をいろいろ考へいたしました結果、この法案に盛り込んでおります技術士制度ができ上つた暁におきまして、

格別に取上げるような恩典と申しませうか、そういうものがないのでありますけれども、社会的な信用保持というふうな点から、やはり必要と考へまして規定いたしました次第でございます。

○西川弥平治君 次に一つ、私は技術士の審査委員というものについて伺ひたいと思ひますが、この技術士の範圍が非常に広汎なものであるように私に考へておるのであります。その場合におけるところの審査委員というものは、非常にたくさんな部門から審査委員を出さなければならぬと考へておりますが、その審査委員をどれくらいの人をお選びになる御構想でありますか、伺いたいと思ひます。

○説明員(駒形作次君) 審査委員といふことは、總數二十五名くらいを大体考へておるのであります。そのうち關係行政機關の職員から十名、学識経験者から十五名くらいを考へておる次第でございます。

○西川弥平治君 これは今項目を挙げただけでも相當の数がございまして、建設物、工作物、装置、機械、器具、資源、原材料、生産物、動力、工程又は工事について、技術上の調査、研究、立案又は指導を行うこと。とたくさん項目を掲げておられますが、これを更に細分いたしますと、それらは大した数になるわけでありませう。それに対して二十五人という審査委員じゃとても及びもつかないと思ひ考へておられますが、そういう点はどうなさるおつもりですか。

○説明員(駒形作次君) 今お話がありましたように、非常に広い分野でありますので、人数も自然と多くなるわけでございますけれども、そのやり方と

いたしましては、問題を各方面からたくさん出して頂きます。中から審査委員がその問題をピックアップいたしまして、そしてその問題をきめるといふような方法をとることによりまして、審査委員自身の数をそれほど多くいたしません。大体やつて行けるのではないかと、こういうふうな考へておる次第でございます。

○西川弥平治君 私は自分の意見を差込んで誠に恐縮でございますけれども、大体技術士という、余りも漠然たる名称の下にこの法律をお作りになるところに、私は非常に無理があると思へておられます。むしろ建築士法であるとか、或いは機械士法であるとかいうような、同じことでも上にさういふふうな特別の専門部門をつけた名称の下における技術士法であるならば、よいのですけれども、漠然たる、かような大づかみな法律をお作りになると、しまいに私は始末にならないような事態が発生すると思ひます。この点どうでございますか。

○海野三郎君 今御説のように、各方面に亘つて考へますと、これは行く／＼非常に増加して参るのであります。併しながら今までのような法律が日本において制定された経験がありませんので、大ざっぱではありますけれども、先ずこの基礎を作つて、踏み出したところでございます。この技術士法、これで決して完全なものでもありませんし、又このまま将来訂正しないで行こうという考へではございません。各方面の、私が先に申しましたように、この専門は非常に微に入り、細に亘つて行われて参るのでございまして、審査委員にいたしまして、一定

不変の人数ではなしに、その問題、その問題によつて、或る一つの問題についての審査委員というものは、やはり動かなければならない、動いて行くのではないかと、いろいろ考へられるのであります。只今西川委員から仰せのように、これだけでは非常に漠然としたものではないかとおつしやられたのは、御尤もではあります。これでは先ず大體の基礎を作りまして、それから又細目に亘つて政令で定めるところの場合に入つて行かなければならないのであります。先ずこれが本當に処女出発の法案でございますから、(笑声)その辺御了承頂きたいと存じます。

○西川弥平治君 海野委員からお話がありましたので、そう言いますと、私も突つこんだ質問ができなくなつてしまふのであります。それじや方向を変えまして私は御質問いたしたいと思ひます。この技術を以て立つと申します。この技術を以て立つておる工務所といふか工務店といふか、そういう株式会社におきましてはその会社には少くとも一人以上の技術士が必要であるといふことは、これは私御尤もなことであると思ひます。併すが、この施行期日という問題があとで出て来ますが、この施行期日の問題で私はなから個人工務店であろうが、会社であろうが、その資格を取るまでの間に相當の猶予期間が必要であるのではないかと考へておられます。一年というようにちよつとなつておるかと思ひますが、少くとも或いは三年くらい準備期間が必要ではないかというふうな、これは

私見であります。考へておりますが、この点如何ですか。

○法制局参事(菊井三郎君) 只今の法人に対する三十二条の制限の關係から、技術士の業務を行うことを主たる事業とする法人はその役員又は職員として技術士を一人以上置かなければならない、こういうことになつておられますが、只今のお話のありましたように建築事務所というふうなものが法人で仮にありますが場合に必ずこれに該当するかどうかという点につきましては、必ずしも該当するものではないのではないかと、こういうふうに考へるわけでございます。と申しますのは、第三十二条において規定しておりますのは、主たる事業としてやらなければならぬサービズ、技術的なサービズを主たる事業としておる法人はと、こういうことになるわけでありまして、建築事務所が仮に株式会社であります場合にございまして、建設というほうが主である、技術的なサービズということが仮に従であるというふうな場合には、この三十二條に該当いたさないわけでございます。従いまして三十二條の規定が現在のところどれくらい働かぬかという点につきましては必ずしも立案過程における見通しははつきりいたしておりませんが、その数多いものではないのではなからうか、こういうふうには考へておつたわけでございます。従いまして技術士というものにつきましては、仮に一年の余裕を置いたならばそれで賄えるのではなからうか、こういうふうには考へたわけでございます。

○西川弥平治君 そうすると、非常に範圍が狭いように今の御答弁で私は感

られないでおる部門が非常に多いのでございまして、こういう方面からその方面にエキスパートの人たちを、この技術士というこの法律で以て認めて法人化して、そしてこれを一般大衆に役立ってもらふ、そういうふうな考えでおりますので、これは将来非常に増加して行くものであると考えております。

○西田隆男君 そうですね、問題になつて来る。あなたの御説明を聞くという、非常に細分化された専門の技師ということになる。三十二条では、一人以上置かなければならぬ。そうすると、あなたのおつしやる産業、或いは機械工業、或いは金属産業というものは、細分化された技術士を養成するということになる。この三十二条によつて一人以上ということ、一人ということとは問題にならない、何十人も専門の各部門部門に技術士を当てはめなければならぬという解釈が当てはめられる。なお問題だ。非常に殖えて行くとなればなお更問題だ。少いということならそういうことは必要ない。三十二条を設ける必要はない。フリーランサーとして技術士として信頼のおける人たちが民間の依頼を受けるということではいはずなんです。提案者の御説明では私はまだ納得行きかねる。もつと納得のできるような御説明を願いたい。

○海野三郎君 御尤もでございます。併し現段階におきましてはまたそこまで行つておりませんので、先ずこの第一着手といたしまして一人以上置かなければならないというところでとめておいたのでありまして、行く／＼はその方面についてはもつと／＼これは進め

て行かなければならないのであります。またその段階まで実際は進んでおられませんのでございまして。先ずこの第一段といたしまして、ここに技術士を一人以上置かなければならない、ここに漠然としたおりましたが、これで決して完全とは考えておられませんのでございまして。将来はもつとこれが増加して行かなければならぬのじやないか、こういうふうな考えております。

○西田隆男君 あなたの考え方が私にはわからんというのではなくて、現実には技術士法案というこの法律案を条文を讀んで見ると、このままでは通しにくい、西川君もさつき触れられましたけれども、漠然とした技術士という名称をおきめになつておるといふところに、非常に大きな欠点がある。提案者の今御説明を聞きまして、例えば金属産業なら金属産業のうち何々技術士というように技術士の免許が限定されておれば、それだけに一人以上置かなければならぬと考える。けれども漠然として技術士という名前だけ、名称だけでは、併し今あなたのおつしやるような細分化された専門の技師というふうな解釈するようになれば、これを雇わなければならぬ企業というものは非常に大きい影響を及ぼす、そういうことは日本の各種産業で行われるべきでない状態、現実においてはね。

○説明員(駒形作次君) 技術士の業務はこれはやはり技術者個人の資格でございますが、法人でもやはりそういうコンサルタントの仕事があるわけでございます。併しながらその個人の資格を法人それ自体に与えるということではできないわけでございますので、その与えることができるわけではござい

ますが、その技術士が依頼者の生命財産、場合によりましては一般の生命その他にも関係するような仕事でございまして、技術士の仕事というものはそういう観点から更に本當なれば、特権的な業務として取扱うというようになるべきか知れませんが、現在その段階に至つておられますので、日本といつたしましては時期尚早で、そこまで行つていないのでそういうことは与えないわけでありまして、まあ本質的に申しますと、そういう種類のものでございます。従つて技術士という仕事というものは、技術士の信用というものを十分得て行くような場合にしないければならぬ、その場合に法人がそういう仕事をやつておるといふことになりまして、やはり影響するところは大きいわけでございます。そういう意味合いから法人組織でそういうことをやつておるといふ場合にはやはりその中に技術士の資格を持つておる者を少くとも一人は置くといふことを法人の組織の場合に對しては制限してもいいのではないかと、こういうふうな考えがあるかと、こういうふうな考えているわけでありませう。

○西田隆男君 あなにお話されることは私にはわからないと言つておられるじやないのです。抽象的な議論やら観念論だけじゃなくて、現実の法律の問題としてこの三十二条のこれは一種の強制規定です。これは提案者の説明とされることも、あなたの方の言われるところも、技術士という者は将来非常に需要が殖えるのだ。大勢できるし、大勢使つてもらわなくちや、十人

には影響しない。そういう殖えるといふことを前提にしてこの法律を見た場合、これには基準も何も示してない。ただ大まかなことが書いてある。そうなたた場合、こういう法律案を作つて金をかけて技術士というものを作つて見ても、漠然として今の日本の産業界の事情じや何にもならないといふことです。それじやどの程度までこれは行くのだといふことがあなたの説明で納得ができればいいが、さつきの駒形さんの話を聞くと今十か十一しかない、提案者の説明を聞くと少くとも三百人あるといふような御説明である。これはだん／＼年々殖えて行く。技術士だければたくさんできたが、併しそれを使うところの、三十二条の規定で使うところのものは殖えないといふ状態では技術士を余計作つて見ても意味をなさない。これから原則的にフリーランサーとして技術士という者が非常に活躍できるものならば、それが原則として考えられての法律案であれば、これは又別な観点から批判を加えるけれども、これは三十二条の規定で技術士ができたから／＼しなければならぬ、こういう意味の法律の規制を受け

て、従いましてこの法律の規定が設けられたからと申しまして、主として事業を行なつておらない場合には別段これに關係がないわけでありませう。それで問題になりますのは、主たる事業としておる法人が現在極めて多いといふことになりませうならば、施行期日が附則におきまして一年の猶予期間にやつておるわけでありませうが、その一年の猶予期間に技術士の数がそれだけ間に合ふかどうか、こういう問題が出て参ると思つております。問題は従いまして、現実に事実問題としてこれに該当する主たる事業とする法人が多いか少いか、こういうことに歸するわけでございます。只今駒形工業技術院長の申されましたように数といたしましては極めて少い、こういうふうに考

は必然的にならざるを得ない。せめてそうなるにしても、もう少し技術士というものを置かなければならないといふ三十二条の適用を受けるやつの基準をせめてはつきりしてもらわなくちや、この法律はなか／＼通せんないと、こう私は申しているのです。

○法制局参事(菊井三郎君) この第三十二条の法人に対する制限の規定は、法人が事実問題といたしまして技術士の業務を主として行う法人についての問題でありまして、技術士のサービス、技術的なサービス業を主としてやつておるものについて技術士を置かなければならぬとか、或いはその技術的な事業を法人がやるというようなまあ押しつけがましいものじやないのではありません。法人が技術士の業務を主として、主たる事業としておる場合にはこの技術士を置かなければならぬ。こういうことであるわけでありませう。従いましてこの法律の規定が設けられたからと申しまして、主として事業を行なつておらない場合には別段これに關係がないわけでありませう。それで問題になりますのは、主たる事業としておる法人が現在極めて多いといふことになりませうならば、施行期日が附則におきまして一年の猶予期間にやつておるわけでありませうが、その一年の猶予期間に技術士の数がそれだけ間に合ふかどうか、こういう問題が出て参ると思つております。問題は従いまして、現実に事実問題としてこれに該当する主たる事業とする法人が多いか少いか、こういうことに歸するわけでございます。只今駒形工業技術院長の申されましたように数といたしましては極めて少い、こういうふうに考

えておるために、施行の猶予期間を一年といたしたわけなのであります。

○西田隆男君 あなたの御説明の裏を
行きますと、大体この技術士というものはフリーランサー的に当然民間の需要があるのだ。こういうわけですね。そうすればこの三十二条で規定していいようなところにもどろ／＼需要があつて、技術士というものが有効なものだということになれば、三十二条に規定しておる主たる業務とする法人は、法律に規定しなくても必ず雇います。そうするとこの三十二条の規定は要らないだろう、あなたの今の解釈を裏から考えると必要がない。十や十二の会社に一人以上置かなければならぬと、これは法律の条文を作るといふことは立法技術の上から見ても非常にまづい。そこでそうしやないだろうという解釈が成立つ。あれもこれもあれもこれもこれで雇わせるということに類推解釈をしてやるのではないか、こういう心配が生じて来るわけです。

○法制局参事(菊井三郎君) 御質問の趣旨よくわかりましたが、三十二条の規定の趣旨は飽くまでも事実現在において技術士業務を主たる営業としておる法人は置かなければならぬ、こういうことでありまして、主たる事業といつたしておらない場合には決して置く必要もないわけでありまして、これをこの法律の規定によりまして、そういう業務をやつておるからといつて必ず技術士を雇うという必要性が起きて来るわけではないのでありまして、それは主たる事業としておる場合に限られる、こういうことになるわけでありませぬ。その理由につきましては、技術士の先ほど駒形工業技術院長から御説

明がありましたように、法人の活動能力というものは、一般的に資本形態、或いは業務の態様というふうな面からいたしまして、社会的な信用という面からいたしまして極めて大きいので、個々の技術士が一人で一年間に引受ける事件の件数よりは、法人の場合には大勢の技術士を雇つて営業いたしておられます場合には、その事業の受持ちます件数は場合によりましては五人、十人乃至は二十人の技術士を超えざる件数を引受ける場合があるかと思われるのでありますが、その行います業務が建設物なり工作物なり、いろいろな大きな財政的な、或いは人の生命身体、或いは公共の福祉にも影響するといふような場合が生ずることがありますので、法人がこの技術士業務を主たる事業としたしております場合には少くとも一人以上の技術士を置かなければならぬ、こういうふうな観点から法人に対する一つの規制を設けたわけでございます。この趣旨は飽くまでも法人が主たる事業としておるといふ場合に限られるわけでございます。

○西田隆男君 それじゃ技術士のない現在、今駒形院長が言われたような会社は、今あなたが説明されたような会社に対して非常に大きな瑕疝を犯しておるといふ結論が出ておられますか。

○法制局参事(菊井三郎君) この三十二条の規定は、現にありますが法人で技術士的な業務を行なつておるものが現在又は過去において、そういう技術上の欠陥から被害を生じたということによつてこの規定を置こうというのではないのでありまして、今後これが法律制度として設けられますならば一般的な懸念と申しますか技術士の均衡論、

或いは又技術士を、法人の信用を期待してそうして法人を利用したものに迷惑のかからないようにと、こういう立場から考えたわけでありまして、現在あります法人組織の技術士的な業務を行なつておられますものについて幾多の弊害があつた、こういうことではないのでございます。

○西田隆男君 過失がなかつたのであれば、あなたの御説明は三十二条の解釈としては適正な解釈じやない。第一技術士という制度を設けて試験で通つてた皆さんの人間を作れば、これは技術士というものの需要がなくなれば試験を受けるものはありませんよ。需要があればこそ初めて受験者が殖えて来る、有資格者が殖えて来るということなんです。そうすれば三十二条で規定しないようなところにもどろ／＼技術士が要るのだ。需要が殖えなければそういう制度を作ることが意味をなさぬ。殖えて行くようなことであれば、今あなたのおつしやつたような、三十二条の規定があるとならうと当然技術士はそこそこ需要を要求されて入つて行かなければならぬはずで、そうしてこの三十二条の規定は要らないということなんです。設ける必要を現段階ではいささかも認めない。

○海野三朗君 この三十二条を設けました狙いは、この技術上のエキスパートがたくさん日本にもアメリカに劣らぬ偉い人がいるのでございませぬ。それを何とかして日本の工業方面に使わせたいという狙いで、ここに一人以上置かなければならぬと申しましたのは、そういうような人を成るべく使わせるという意味、つまり相談にあずからせたいという狙いがありましたので、三

十二条に技術士一人以上置かなければならぬと、こう持つて参つたわけでございます。今日までそういうことがなしにする／＼仕事をやつているのは幾らもございませぬ。ございませぬが、専門の立場から見ると非常に遺憾な点が多いのでございまして、この日本における科学技術のエキスパートを何とかして利用させたい、利用してもらいたいという狙いからこれに先ず一人以上置かなければならぬと、こういうふうな御答弁で、私が懸念しておることがそのまま御答弁になつたわけでありませぬ。優秀な技術者がいるのを使わせるのは国のためだから三十二条を設けた。今はそれでよろしい。だがたくさん技術士が試験を受けてございます。そして需要はちつともないということになると、そういういいものができていのに使わなければ損害だといふのでせいで、範圍を拡充されて、三十二条の類推解釈の下にやられる虞れがあるのじやないかといふことを私は恐れているわけなんです。今提案者以外のかたが御説明になつたようなことであれば三十二条は要らないのじやないか。一般の三十二条で規定しているようなところでないところに技術士の需要があればどろ／＼行つてしまふ事情にあるとすれば、それで国が必要を感じたならばこういう規定を置かれたことは——一人じやない、十人も二十人も雇うでしやう。雇わなければ立つて行けません。そういうことになるようなことだから三十二条の規定は要らない。むしろ三十二条にこういう規定をお置きになれば、事細かに規定してこの段階から以

上は雇わなければいかん。この規格は一人、この規格には二人、この規格には三人、大きなやつは十人以上も雇わなくちやいかんという規定が出て来れば、これは又別途に批判をする必要がある。このような条文の書き様はこの法律案の本質から見れば必要がない、かように申上げておるのです。水掛論になるからこれだけで質問はやめておきます。答弁は要りませぬ。

○海野三朗君 只今私申し上げましたのは、何とかしてこの科学技術をもつともつと利用させたいという狙いから実はこの三十二条を持つて参つたわけでございます。その第一段階としてここに漠然とございませぬが、「一人以上置かなければならぬ」といふふうな持つて参りました。狙いはそこにあつたのでございませぬ。

○西川弥平治君 私は只今駒形さんからお話のように、法人組織の今のよう技術サービスをやる会社が少ないといふことは私はあり得ないと思つております。恐らく今駒形院長が言われたような数の株式会社は、それはもうこういうふうな技術者などを雇う必要はない、全く完全なかわゆる技術のサービスの会社であると私は考えているのであります。お調べにならない今の数以外のところに、たくさんこの技術者の必要とあるところがあると私は考えているのであります。それでそういうもの調査がまだ完全にてきておらないのであると私は見るので、少くとも、施行期日の問題を先ほど触れて見たのでありますが、是非とも御調査を願わなければならぬ問題であります。それで施行期日三年というふうな点を私は申し上げたのでありますが、実

七

際にお調べになつたのですか、ならぬ
いのですか。それは恐らく十とか二十
というの、日本一流のサービスをする
会社でありますが、各地にそれは設
計、監督という、十九万五千とか或い
は二十万とかという小さい会社がたく
さんあるはずであります。決して建築の
問題だけを取上げてゐるのではありません。
せん。建築も本場に設計監督しかやら
ないという事務所もたくさんございま
す。そのほかいろいろの部面におきま
してそういう技術サービスを業とする
会社はまだ全国にたくさんあるはずで
す。そういうところこそその技
術士の必要があるのだと私は考へてい
るのであります。徹底的に一つ御調
査を私はお願ひしなければならぬ。一
体お調べになつたかならないか、その
ことを伺つておきたいと思ひます。

○法制局参事(菊井三郎君) 建築士の
仕事につきましては、建築士法で設計
及び工事監理というのが建築士の仕事
でございまして、なおその他の業務と
して建築工事計画に關する事務とし
て、建築工事の指導監督、こういうよ
うなことがございまして。又工務店につ
きましては同様に大體工務に關する事
務を扱つてゐるのであります。この
法案に言ふところの業務というものが
外れて参るものと考えるのでありま
す。と申しますのは、他の法律で制
限してゐるものを除く、こういうふう
になつておられますので、そういうも
のにつきましては技術士の業務ではな
い、こういうふうにお考へてゐるわけ
でございます。従ひましてそういうもの
が仮に法人組織でございまして三十
二条には當らない、こういうふうにお
考へてゐるわけでございます。

○西川弥平治君 どうも我々の観点と
よほど違つておるのであります。ま
ああなたの方のような御見解に來ます
と、先ほど西田委員が言われたよう
に、もうその建築士など、技術士など
全然要らないものだけしか対象に考へ
ておられないことと、それからもう一つ
はそうなるという、その少数な会社
に對して、特権を与えるような、特殊
的な地位を与えるような形に私はなり
ませんかと、このことを非常に憂へるの
であります。あなたの方の見解からい
ますと、そういうことが私には非常に
心配になつて來るのですが、その点は
どうですか。

○法制局参事(菊井三郎君) この三十
二条は技術士の業務を行う限りにおき
ましては、置かなきやならぬというこ
とになるのであります。技術士の業
務から外れるものにつきましては、現
在のこの法案の段階におきましては、
一応そういうもの、これから外れる
と、こういうことになるのでありま
す。技術士制度をこの法律によりま
して創設いたしました、そして技術
士制度というものを、今後だん／＼と
育成いたして行くと思ひます。非常
に高度にだん／＼充実して参りました
際においては、或いは将来の問題とい
つたしまして、この法律案の改正とい
う形で、その範囲が拡大されて参るか
と思つてゐますが、それはいづれに
いたしまして、技術士の実体が充実
して参るといふことと併せて考へなけ
ればならないのではなからうか、こ
ういふふうにお考へておるのでござ
います。従ひましてこの法案では、先ほど
お話のありました工務店とか、建築事
務所のやるような業務というものを、

技術士の業務から外しておるのでござ
いまして、かような観点からこの三十
二条の規定を設けたわけでございます
す。

○西川弥平治君 どうも我々の考へて
いる技術士というものの観点に大き
な食い違いが、私はここに生じてい
ると思つてゐます。今のお話でありま
すと、日本では有数の十か十五の会
社にだけ技術士を置くというお考へに
なつてしまつたのであります。我々は
その高度の技術を普及させるとい
ふ意味においての技術士であると思
つておる。今のお話であるとはんの僅
かの十会社かそこらになると、技術士
を置くということになる、技術士を
置くだけの制度を設ける必要がない
のではないかと逆にお考へるので
あります。

○説明員(駒形作次君) 技術士とい
うのは個人の資格でございます。それ
は先ほど申しましたように、相当こ
ういふ経験を持つておられるかたが、
会社を組織されておられるのが三百五
十人くらいはあります。併
しながら法人の問題はこれは法人組織
でも高度のコンサルティングをやつて
おるところが、私が今申上げました
が、僅かな数、こういうのでありま
して、その僅かな数だけに技術士とい
うものをはめ込むというわけではない
のであります。コンサルティングの業
務をやつておる法人ならば、それが本
来の業務であるような法人ならば、そ
ういふような資格を持つておる個人が
中に一人以上はなければ、その法人
組織で以てコンサルティングの活動を
やつておるところは不十分であらうと
いうのです。そういう意味合いでござ

いまして、個人の技術士というの是非
常にたくさんおります。又今後も殖え
る、法人組織がだん／＼と殖えて参
る、こういうふうにお考へておるので
あります。

○理事松平勇雄君退席、委員長着
席

○西川弥平治君 どうも私だけしやべ
つていてもいかなのであります。私
はどうも納得が少し行かないのであり
ます。でありますから、私は結論を先
急いだのであります。三年くらいこ
の施行を待てと言つたのは、先を急い
だためにそういうことを申上げたので
あります。私は随分研究の余地があ
りまして、私は随分研究の余地があ
りまして、一応今日はこの程度で質問を打ち
つておきます。

○委員長(中川以良君) ほかに御質疑
ございませぬか。
速記をとめて下さい。

○委員長(中川以良君) 速記を始めて
下さい。

○委員長(中川以良君) それでは本日は本法案に對する質疑
はこの程度にしておきまして、次回に
続行いたしたいと思います。御異議
ございませぬか。

○委員長(中川以良君) 御異議ない
と認めます。

○委員長(中川以良君) それでは石油
関係の二法案を議題といたします。先
ず御質疑を願ひます。なお、ちよつと
申上げますが、大臣が間もなく出席を
いたします。それでは御配付申上げて
おる資料の中に修正箇所があるそ
うでございますから、川上局長より御説明
を願ひます。

○政府委員(川上為治君) 今お手許に
配付いたしました「重油転換による燃
料費の業種別削減効果」これは私のほ
うの官房の物資調整課のほうで作
りました横になつてゐる資料をお配りして
あると思つてゐますが、これにちよつと
ミス・プリントがありますので申上げ
ますが、一枚目の中で、左から五番
目の所で「転換後の重油消費量」とい
ふのが一日当りキロリッターという
ふうになつておられますが、これが一日につ
いてのキロリッターというわけであり
ます。それからその次の欄が「転換後」
となつておられますが、これは「転換前
の石炭消費量」、それから二枚目の所
のやはり「重油よりの再転換のための炭
価引下げ必要率の試算」これは単なる
試算でございますが、これは欄の所で
左から五番目の所ですが、「石炭消費
実績」とありますが、これは「石炭消費
実績」でございます。

○西田隆男君 石油の二法案の内容の
審議に先立ちまして、私通産大臣にこ
の前の委員会でお尋ねいたしておつた
対象になると思はれる帝國石油の問題
について、二、三の点についての御返
答を頂きたいと思ひます。

第一は先日の委員会でも帝石の経営陣
が非常にごた／＼してゐる。補助金で
も出すのなら、もう少し国民から考へ
てしつかりした経営になつたといふこ
とがなければ、一億三千万円の今の補
助金を出すことに反對だといふ意見
を通産省に私申上げておきました。そ
の後新聞等によつて経過を見ておりま
すといふ、通産省の通産局長の、あ
なたがよく言われる行政指導と言いま
すかによつて一先ず経営陣の内紛が片
付けられたような重役陣の変更が行わ

れた、追加が行われたというよりなことを私身にしておるので、帝石の経営面の内紛がその後どういふ経過を辿つて、現在どういふ状態になつておるかに通産大臣から一つ御説明を求めます。

○國務大臣(愛知揆一君) 前にも当委員会におきまして私の考えはかなり詳細に御説明いたしましたつもりでございますが、只今のお尋ねの点は、やはり根本的な考え方の問題と併せてでないと十分御説明し兼ねないかと思ひますので、多少冗長になるかと思ひます、重複するかと思ひますが、お許しを願ひたいと思ひます。

只今も御指摘のように、国内の原油の採掘、これを国策として提唱いたしております関係から申しまして、帝石石油は實際上この一億数千万円を初めといたしまして、今後におきましても非常に重要な役割を持つことに相成ります。それで先ずこの会社のあり方についての法律的な関係につきましてもいろいろ検討いたしました結果、当初は「石油及び可燃性天然ガス資源開発法」の一部を改正することで考へておつたのでございますが、これを抜本的にやはり単行法で規定することが適当と考へましたので、只今御審議を願つております石油資源探査促進臨時措置法案というものを用意いたしました。国会の御審議を願つたわけでございます。

で、この考え方は、帝石石油会社という会社は、それ自体をいわゆる特殊会社法といたしまして法律を作ることはいたしませんで、ただ法律を提出したというその私どもの気持というものは、この法律の適用を受けて、實際上中心にな

つて働くものは帝石石油でありますから、帝石石油は、少くとも常識的な意味では私は一種の特殊会社にしたも同様であるというふうなこの法律案の考へ方をまとめたわけでございます。従つてこの法律案の内容におきましては、例えば経理の内容等につきましても、私は例えば配当の制限というようなことを、この法律を根拠といたしまして行政上の措置ができる、又そうしなければならぬ場合があると、こういうふうな考へておるわけでございます。で、幸いにしてこの法律案が御議

了願ひますならば、私といたしましてはそういう方向で今後政府としては非常な熱意と、それから法律によりまして授權せられたる権限を十分に行使いたしまして、この石油資源の探査促進に邁進して参りたい、又同時に帝石石油会社は、会社自体としてそういう気持に大いに奮い立つてもらいたいということは勿論でございますが、政府側といたしまして、これに対して公共事業的な意味から申しましての監督なり指導なりを強化して参ることを考へて見たいと思つておるのであります。

そういうような環境の下におきまして、前回にも申上げたと思ひます。が、私は帝石石油の人事問題について従来からのいろいろの経緯がございますが、具体的に申しまして現在の社長である田代氏を中心にして、この人の従来の考へ方なり、或いは抱懐しておられる帝石石油経営の意図というものが我々の考へ方と合致するものと認められますので、この田代社長を中心にし、且つ、これを政府といたしましてはバック・アップいたしました。誤まりなく運営をしてもらうように努

めて参りたい、こういうふうな考へておるわけでございます。それからその後の経過はどうかというお尋ねでございますが、田代さんを中心にしてこれをバック・アップして行くという基本線は我々としては一〇〇%に打出しておるのでござい

ますが、その田代社長がやりやすくやつて参りますためには、従来のいろいろの経緯もございまして、外部から御覧になれば、或いは又我々自身が見ておりましたも、却つて非常にこれは逆説的に御聞きになれるかも知れないと思ひますけれども、私は田代社長が働きやすくやつてもらふために、田代氏を中心にして従来の反対側その他との間にも協調をとつて、円満に仕事ができるようにするためには、見方によつては一歩後退したような人事ができることもこの際としては止むを得なからうというふうな結論になつたわけでございます。そういうふうな方向において、政府が斡旋といひますか、求められて仲介に當つた形になつておりますが、一つの人事の線というものを認めて、これの具体的な進行振りや現在監視しておる段階でございます。昨日の総会におきまして重役の数を殖やす、或いは精鋭三社からの協力を人事の上においても求めるということ、その他におきまして、そういう、今申しましたような考へ方が具体化いたしました。なお、一、二の点におきまして更に重役間の担当の問題、或いは格付の問題等につきまして、更に数日中、或いはその後におきまして話し合ひがまとまるものと考へております。

併しながら私どももいたしましては、先ほど来申しておりますような、一方法律上の問題を固め、又一方におきましては補助金という問題もござい

ますが、同時に会社の資本金に對して政府が現在持つておる持株は、これを離すというふうなことは今後において絶対に考へておりません。そういう意味から申しまして、人事それ自体については法律上の特殊会社でござい

ますから、人事に對して介入をしたり或いは任命をしたりということは法律上規定されておりますが、こういう環境の下においてやり得ることは断乎としてやるつもりでございます。で、現在進行中、或いはすでに決定した人事が果して最善のものでありや否やということについては、私も別に考へるところはございませぬが、この今後

のやり方については十分監視して参りまして、必要と認めます場合には断乎たる措置をとつて参りたい、こういうふうな考へておるわけでございます。

○西田隆男君 通産大臣の基本的な考へ方、並びに昨日の総会において決定された重役陣の増加に對するお話を今承りました。企業というものは、私

が、これは私にも企業経営の常識と考へております。そこでもう少し具体的に

的にお聞きしたいと思つて、私

も或る程度調査をしておりますので、ただ議會答弁としての御答弁でなく、本當な愛知通産大臣なり通産省の考へ方を赤裸々にこの席で一つお話を願ひたいと思つて居ります。今通産大臣も今的人事が万全とは思われないという御意見のようでしたが、帝石の経営陣の内紛は相当長期に亘つた内紛で、殆んど帝石の事業そのものをうつつやつてしまつたというふうな内紛にまで私

は考へられるような強い内紛であつたことは、これはもう通産大臣は就任以來相當な時日がたつておるから御承知であらうと思ひます。従つて私のもう一度通産大臣の御意見を聞きたいのは、今回改組されたといひますか、増員されたあの帝石の経営陣で田代氏を中心にして、果して通産大臣が考へられておるような、國が期待しておるような石油の増産業務遂行に支障はないか、この点について通産大臣の御返答が頂きたい。

○國務大臣(愛知揆一君) この点は先ほど私が御説明した通りでございますが、別にこれに附加してお答へすることはないと思ひますけれども、申しただけでございますれば、あな

たの言われる議會答弁になるという御批評を受けると思ひますから、率直に私は申上げたのであります。私は先ほど来申しておりますように、これはいわゆる人事だけについて法律上の例えは権限なり何なりを持つておりました場合にやるやり方と、私の現在の考へ方とは異なるのであります。で、私はさつぱらんに申しまして、

従来帝石がなぜあんなに内紛を起したか、或いは又帝石の経営についてどうして世の指弾を受けるようになったかという一つのことは、私はこれは普通の純然たる株式会社であり、又その配当その他の関係からいって、いわゆる株式に妙味があつたといふことが一つだと思ふのでありまして、この点は西田委員がこの前も御指摘になつた点でございます。私はこういう会社がそういういわゆる悪い意味のうま味があるものであつては困るのではないかと、併しながら同時に私はやはりこの会社を純然たる特殊会社にするとか、或いは國營にするとか、國管にするとかということは、現在の状態において私は適当でないと思ふのであります。そこで先ほど申し上げましたように、例えば端的に一例を申し上げるのであります、配当の制限も法律上の権限として政府に与えて頂く、そうしてこれは現実の問題として、まずれば行政の責任におきまして妥協と思ふところに抑えるつもりであります。そうすることが基本的にこの会社の性格を變えるものである、同時にこの会社の株というもののそういう意味においてのうま味も私はなくなると思ふのであります。そういうところから基本的に抑えてかかつて、そうしてこの人事というものは、西田さんのような、私から言へば御先輩にそういうことを申し上げるのは恐縮であります、私の見解としては、人事それ自体などにビシヤリと手を打つことが却つて円満であるか、それとも基本的にこの会社の性格のほうから手を打つて行つて、その上で人事というものを公正に積立てて行くほうがいいのか、私はむしろ後者のほうを

りたいと思ひます。生ぬるいという御批判はあるかと思ひますが、私はこれでさつき申しましたように、十分にこれは百点を頂ける人事だとは毛頭考えておりません。従つて只今お尋ねのうちに、これで十分に國策を遂行できるのか、それについて自信があるのかとおつしやれば、これは従来に比べれば私は数歩前進したもと思ひますけれども、この経過を見ておきまして、十分監視をした上で、更に必要なならばそのときに追つかけていろいろの手を打つて参りたい、そうすることに由つてこの会社というものがいいものになつて行き、又皆様の御期待にも副うことになるであらう、こういうふうには私に考へて、こういう措置に対して同意をし、或いは監視をいたして参りました。

○西田隆男君 通産大臣の考へ方がいかにか悪いとかいふことを私は批評はいたしません。批評はいたしません、今表面に現われておる情勢から私は判断をして通産大臣にお聞きしておる中で、私との意見が違つてもちつとも差支えありませんから一つはつきりこの後の問題でも御答弁を願ひたいと思ひます。そこで聞きますのは、まあ通産大臣は今も人だけが問題じゃない、人の面から行かなくても側から行く面があるんじゃないか、要約すればこういう御意見のようでした。それも一つの方法でしよう。方法でしようが、表面に現われたところを見ますと、さつきもちよつと、第一回の御答弁でお答えになつたようにも受取れましたが、今後の問題として帝石の経営陣に副社長、常務の格下げをせよという問題が起きて又々紛糾するのではないかと、いふに私

には心配される節があるのですが、社長を中心で行くという考へ方を持つておるのでそれを推進させるのだという御答弁されたのに対して、社長の手であり、足である副社長、常務というものを格下げ、これはまあどういふ理由か知りませんが、格下げするといふことは表面に現われた形から言へば、田代社長から言へば、田代社長の考へ方を重点的に推進して行くという姿になつていないように思われますが、これは通産大臣はこれは副社長、常務の帝石重役陣の格下げという問題についてはどういふふうにお考へになつておりますか。お考へ方を一つ伺ひたい。

○國務大臣(愛知揆一君) これも先ほど申し上げたところで尽きておるつもりであります、今度の構成において重役会を私どもとしては実は昨日にも開いてもらつても済みませんでした。一日も早く重役会を開いて、そして新たに選任された重役をも加えた全体の重役会がその担当を早くきめて、そしてもう発足してもらいたいのであります。その際今御指摘のように従来副社長制度をやめる、全部これは業務を担当してそうして取締役としてやつて行くのだという話合いが重役になるべき人、昨日以来は重役に選任されておるわけでございますが、それらの人の間で話合いができて、又田代社長がスタートいたします場合に新しい状態の下においてスタートをする場合においてさつきも申し上げた通りでありまして、見方はこれはいろいろあると思ひます。私も複雑な考へ方をとりわけしておるわけではございませんが、何しろここで社長といふものを確立するといふこと何より必要なことだと思ふのであり

ます。これでスタートして、そして大局的に見てとにかく田代という社長がここで本場に当局或いは国民的なバックを得て、そこでやつて行くということのために或る意味において却つて社内の従来の経緯等に鑑みまして護るべきところは護つたほうが、今後の仕事やりやすくなるのじやなからうかと、それが現状でございます。併しさつきから何遍も言つておきますように、これは駄目だといふことであるならば私は更には何かの手を講じたいと思ひますが、現在のところではこれはいろいろの見方や御意見があると思ひますけれども、私どももいろいろ考へ方をしておりますことをさつきばらんに申し上げておるのであります、これと駄目ならば私には更に手を打つ、このところにおきましてはこれで一つ我々にお任せお願ひしたいと思ひます。

○西田隆男君 いや、私は通産大臣に任せないと思ひます、通産大臣が通産省としての行政指導といふことを、をされる場合にどういふ考へ方です、さつきお聞きしたところの問題をどういふふうにお考へになつておるのかというところが承りたいので質問をしておる、あなたに任せられないことだけは一つ誤解をしないで頂きたい。そこでお聞きしたいのは、非常に通産大臣は人間といふものは皆立派な人間ばかりだといふ前提に立つて御答弁をなすつたように受取れたのであります、若し今お考へになつていられる格下げという問題ですが、スムーズに帝石の重役陣の間でできずに又々今まで紛争を繰返したと同じような紛争

を続けて行くといふような事態が続いた場合には何らかの手を打たれるといふことは今おつしやられました、今何らかの手を打たれて安心して補助金が出せるといふような段階が来るまで私は補助金などはやつてはいかないと思ひますが、これに対して通産大臣はどういふ考へ方を持つておられるか。内紛を続けつづめるものに対して……

○國務大臣(愛知揆一君) その点は私ははつきり申し上げたいと思ひますけれども、その帝石といふものがその性格をこの法律によつて變えて頂きたいといふことが一つ、それを何故變えて頂きたいかといふことは補助金の対象になるからであります。又こういう法律を作らせて頂きますならば法律上の人事権ではないけれども、人事についても十分これから改めて監視をする、又我々が人事に手をつけるのにも非常な俗な言葉で言へば容易になるのであります。で、そういう気持であるといふことを申し上げておるのでありますから、さきような場合でなしに、或いは更に明日以後散々内紛を重ねるといふことであればこれは御指摘の通りやつて参りたいと思ひます。何も一日を争つて補助金を現実の問題として執行しなくてもよろしいのでありますから、その点は私は十分期するところがございませぬ。

○西田隆男君 今までの通産大臣のさつきばらんな御答弁は私はやや満足いたしました。が、併し通産大臣に一言申し上げておきたいのは、これは通産大臣だけではなくて、石油に関係のあるかたへには皆聞いてもらいたいと思ひますが、この前の委員会でも申し上げましたようにさつきばらんに申し上げ

ますと、帝石の重役陣の内紛というのは帝石の重役としてふさわしからんと言えはこれは語弊があるかも知れませんが、まあ完全でないというような人たちがあの中に入つていられる、そして自分たちの多少思惑に關連しているいろ／＼なことをお考えになつて

いるものと、露骨に言えは菊池、南という様に非常に興味を持つていられる人が経営陣にお入りになつておるといふことが帝石の重役陣の紛争の原因であるといふことを私は通産大臣に申し上げたはずで、而もこの前の委員会において申し上げたことは帝石の酒井喜四君以下が総退陣して、田代中心の重役陣ができ上ります際に輪旋の勞をとられた菊池、南、而氏は当時の通産政務次官の本間俊一君に対して経営陣には参加しないという念書が入れられていた。念書を入れておきながら参加した、それでいきなり自分たちが重役陣に入ると暗躍をしている。これが帝石の重役陣の内紛の、経営陣の内紛の大きな原因になつておるといふことを申し上げた。そこでその後通産大臣も川上敏山局長もこの念書があるかといふことを大分お調べになつたと思ふ。これは確かにあつたはずでございます。この念書をお調べになつた、この念書に書いてあつたこの事実を大體通産省としてはどういうふうに念書を御解釈になつたか。これを私が申し上げたように、経営陣には参加しないといふふう

に素直に御解釈になつておれば、通産省としてはまあ今後おとりになるかも知れないと思ひますけれども、今までの間にも何らかの措置がとられなければならぬのではないか、これは表面的な解釈として私にはそう考えられる

のですが、これは川上さんどうですか、あなたこの念書のことをお調べになりましたか。

○國務大臣(愛知一君) 私は前回西田さんから御尋ねのございましたときに田さんから御尋ねのございましたときには念書は、私はその念書なるものも現実に見てはおりました。話で聞いておりました。勿論念のためその書類もその日早速見ました。で、それについての私の見解もございませぬ。大體においてあなたのおつしやることと同じような気持を私は持ちます。併しながら、この点は先ほどのごときのように申し上げたつもりでございますが、私はこれは人がいいのかも知れませんが、この念書の解釈をどうするかというよりも私は今責任を持つておるのでありますから、私がとりにかかるとおつしやることを覚悟をきめたわけでございます。そこで出て来るか、又この人自体がどういふ悪人であるかどうか、私は会つたことありませんから知りません。知りませんが、どういふ人が出て来て又擧げすかも知れない。そういう場合には、そういうことが予想されるときには、国会の御承認によつてこの法律を作つて頂きたい。この法律によつてこの会社の株式といふものが、配当をどういふふうにするか、又どんな売買をやるか、どういふ人がどうなつて来るかわからない。私はその根を制度の上でとめて頂くことが先ず最初だと思ひましたから、そのほうに最初に手を付けて御審議を願つておるわけでありませぬ。

それからその次に申し上げたいことは、私はこれは弱いからということができるのかかも知れませんが、私の見解では、今何の権限を持たずに、人の首を、とにかくこれは会社の陣地な

んですが、首を切るというふうなことで出るよりは、私どもが中心で推したといふ思つておる社長の立場をスムーズにスタートさせたい。そこで一つの法律も出ましよう、できましよう。それから補助金がいろ／＼出し得る状態になりましよう。それらのものと脱み合せて今後十分に監視して行きたい。恐らく只今御指摘のような人も、私は甘いかも知れませんが、会社の性格が変れば、従来こうやつてやろうといふ面白味なくなるだらうと思ひます。そういう点も考え併せまして、私といたしましては責任を持つてこれを監視して参りたいと思ひます。

○西田隆男君 通産大臣のおつしやることは一応私にはわかるのですよ。わかるのだが、外面に現れた形が以前と大した差がないというよりも、ちつとも變つてないという形で重役の増員が選任された。日石と昭石から一人取替役、一人監査役になつた。併しこれは事實はどうか知りませんが、齋田といふ人が、これは菊池、南派と一応言われるこの人がやつぱり取締役に入つておる。そうすると取締役会を開いた場合に、教を以てきめるといふことになれば、依然として社長は困難な立場におるままにこの困難な帝石の業務をやつて行かなければならぬということになると思ふ。只今通産大臣の考え方としてはだん／＼變えて行く、これも一つの方法でしよ。方法でしよ

が、私は業務の遂行に円滑を欠くと、こつこつ考へてやるから、むしろばつと根元を潰してやることの方が、一時は混乱をしても、立直りは却つて早いのではないか、こつこつ考へておるのです。考へ方は通産大臣と私は全く對照的に違ふのですが、そう考へる観点からお尋ねをしたのです。大體において通産大臣の考へはわかりました。併し今出されておる法律案を見ますと、經理の監査は一応できるやうになつております。經理面の監査をやるだけで、株の配当を制限するとか何とかがいふことまで行けるやうにお考へになつておるかどうかといふのが一点。

それからこの法律案を見てみると、人事に介入できるという条文はどこにもない。従つてあなたのお考へになつておるやうなことは、實際面において推進されて行くことになるといふこと、いわゆるあなたのおつしやる行政指導といふものを相當強力でやらなければこれは私にはできない。できがた。こつこつ考へておるが、そういう点に對してこの法律が通つたあとにおいて、通産大臣は御不満をお感じになりませぬですか、どうですか。

○國務大臣(愛知一君) ちよつとその前にお断わりしておきたいと思ひますが、実は敏山局長その他との問題につきましても、実に苦心したつもりでございます。私は私なりに……。そうして今日こつこつ考へる一応の結論をつけたのであります。私は先ほど申しあげておることは、私が到達いたしました結論によつてこれから監視して参るといふことは、現在の特定の人を、例えば社長の場合でもそうであるが、現在はこれを推して行くこと

が最善であると考えておりますが、併しこの人ではやつて行けないのだといふふうなことになるれば、それをも併せて私は監視して参りたいと思つておるつもりでございます。その点は一つはつきり申し上げておきたいと思ひます。

それから人事に介入することができないじやないかといふお話でございますが、その通り、これは私さつき申し上げた通りであります。これはいろ／＼の考へ方があると思ひますが、私は人事権を除けば、他の単行法の各本条を御覧になればおわかり頂けるかと思ひますが、実はこの法律案を私も立案いたしましたときには、政府部内におきましても、こんなひどい法律は最近ないじやないかといふやうな意見を言う人すらあつたくらいで、非常に高度のこれは監督規定といふか、経済的な何と云ふか、負担や犠牲をも伴うやうな相當高度の私は統制的な立法だと思つておるでございませぬ。そうして同時に二割三分はもと／＼ではあります。政府が持株を持つておれば速やかな機会に民間に移譲しようと思つておつた。政府の方針をこの際變えたわけでありませぬ。これはこのまま保持される。この両面から言つて帝石といふものを特殊法人にして、人事といふものを如何によつても變えられないことに法律上はしてございませぬけれども、これだけの一つ法律上の基礎をお与へて頂くならば、又財政の基礎をお与へて頂くならば、これは人事につきましても今後においてできるだけのことを私どもとして何といひますか、善処することができると確信いたしてお

ります。そんならなぜ今やらないのかというお尋ねかと思いますが、これは今ここでめちやく／＼にして、どう又ごたすたが起るかも知れない、それよりも、じわ／＼とこの会社の性格というものをはつきり固めて行くような方法をとるほうが私は却つていいのではないかと、こういうふうにか考えたのであります。そのことがいいか悪いかにつきましては御批判を頂きたいと思ひますけれども、今この気持を変えつつもりはございません。

○海野三朗君 先の大変問題になりました二人の重役はどうなりましたか。それはそのまま居座るのですか。どういふ地位に就きましたか。あれほど問題を引起こした張本人でありますから、どういふふうになりましたか、伺いたい。

○國務大臣(愛知揆一君) この点は先ほどから申しまして、御指摘頂いております通り、そのままでございます。

○西田隆男君 通産大臣のお話は大体了承しました。あなたの考える通りに通産行政の面もお行いになれば、或る程度の効果は必ずするものと私は期待いたします。併しなか／＼委員会で御答弁になつたり、本会議で御答弁になつたりすることがその通り行われなつて頂きたい。これは私の切なる希望なんです。それで我々は心配になるわけなんです。今度は一つ今日御答弁なすつたことをお間違えなく実行の面に移して頂きたい。これは私の切なる希望なんです。それと、私の考え方を一つ申上げておきますが、帝石の経営陣の閣社長、常務格下げということは、あなたのお考えになつておるよりなか／＼簡単には行かない。当分紛争が続くであ

らう。私はそういう予測を私の調査に基いて持つておりますから、この問題も一つ今日御答弁なすつたような簡単なやり方で一つそういう問題が長引いていることがあれば、通産省としてはどうぞ間違えんような方法で善処して頂きたい。それと、この問題を通じていろいろなデマ放送なども、デマ放送と私はあえて言いますが、デマ放送が行われますので、通産省の人々に対しては通産大臣から一つ厳重にこの問題が他に漏れたり、或いはいろいろな通産省の考え方が放送されたりすることのないように、一つ通産大臣から厳重なお話をしておいて頂きたい。でないと、官庁内の、表面では人事には介入せんとか、なにはされないとか、いろいろと言訳をされておられますけれども、實際面におきましては行政指導の段ではない。いろいろ具体的に言つた方もうこれは通産大臣がお驚きになるようなことまでも私の耳にはたくさん入つておられます。そういうことがありますと、却つて結果としては面白くない結果が起きて来る可能性が多いのですから、これはそういうことがあからさまにならない前に通産大臣にお願ひしておきますから、厳重に通達を出しておいて頂きたい。この問題については又次に問題が起きまじるときには通産大臣の御説明も聞きまじようし、又格下げ問題で重役陣が採めるといふような場合にどうされたかということについても又お話を承れることにして、一応終つておきます。

○海野三朗君 通産大臣の御説明によつて御決意のほどはよくわかりました。併し会社というものは長く続くのであつて、政府はそのとき／＼に猶の

目のように變つて行くのであります。それでありませうから、私はここによほどしつかりした一定の方針の下に通産省がやつて頂かなければ、この再び、帝石のぶざまを胚胎しておるのであります。丁度白木屋事件のごとき、そういうふうな危険が多分に私は含まれておると思ひますから、それに対しては通産大臣の御決意のほどは誠に私は結構なことであると思ひますが、その通産当局といたしまして、鉱山局長あたりの、やはり御決意もはつきりしたところを一つ重ねて私は承つておきたい。通産当局の、つまり意見として、或いは大臣が變られても何でも通産省の方針はこうなんだというところのその御決意を私は何つておきたいと思つておられます。

○政府委員(川上為治君) 私は、只今大臣から申上げました通り、全くそういう考えを持ち、又そういう決意を持つてやつておられます。この問題につきましてはいろいろ／＼私は批判があるかと思つておりますけれども、私どもが今日までやりましたことは、本當に行政官として私は全くこれ以外に現在はやる途はないという、その確信を持つて私はやつておられますので、どういふ講評があらましても、この点につきましては、私はそういう考えでやつておられます。

に、よくやつて行くことになれば別ですが、若しそれがならないという場合には、補助金等もどうするか、一時停止するかというのを言われたのに対して、大臣が見た場合に、全く前と變らないんだ、刷新の余地もななんだということでありませう。この補助金はそのまま停止できるということでありませうが、間違ひありませんか。

○國務大臣(愛知揆一君) 私は率直に申上げておるのであります。先ほど来言つておられますように、今回の、この何といひますか、調停案というものは、それ自体私は上出来だとは思つていないのであります。ただ一歩か数歩か前進させるために、スタートをさせるために、絶対最小限度必要だと思つておるのであります。そこで私は率直に申上げますが、補助金を出してから途中でとめるというのではなくて、この帝石が、これで本當にうまく行けようと思つたときまで私は補助金を出しません。

○小松正雄君 そういたしますと、少くともこの委員会といたしましては、大臣が帝石の運営はもうこれで大丈夫、これでいいんだと思ひになりましても、その間にそうでないという見解もあるかも知れません。そこでそうなりまじるときに、大臣が一時停止した補助金を出すということに相成りますときに、中間報告といひますか、内容的に本委員会に報告される。そうして以て大臣の権限である、その補助金を出すということにされるお考えはありますか。

○國務大臣(愛知揆一君) これは実は、法律的に申しますと、予算はすで

に成立いたしておられます。従つてあの予算に基きましてこの補助金を出しますことは、この法律案ができようができませんが、人事がどうなるが、これは政府の責任でございます。従つて私は今後におきましての私の気持を今率直に申上げたのであります。又私自身の気持といたしまして、当委員会が国会の開会中で活動されておりますやうなときに、私の発意で中間的に御報告申上げることはい向いと思ひませんけれども、制度としてさういふことは考へておりません。

○小松正雄君 そこで、さつき、海野委員からも御指摘なされましたように、とき／＼に大臣はお變りになる。變つたあとでは、前者の大臣はさうであつたけれども、現、變られた大臣としては、そういうことを受継いでおることでもなしするからして、予算によつて交付される補助金というものは、自分としてはやるべきものとしてやつておるんだと、こう相成るといふやうなことがありはしないかという杞憂の上に御指摘されたと思ひます。そこで大臣は、はつきり一時停止をしておいても充実に後に渡すというようにしたいというお考えであるやうでありますから、そこでなお重ねてお願ひするから、そこでなお重ねてお願ひするから、そういうことにはつきり打出せるやうに中間報告をなさつて、あなたでなくほかの人がなされても、充実したものだといふ見通しがついたことについての中間報告をなされた後にお渡しになるということをお望みとしてやつてもらいたいということを希望申上げておきます。

○國務大臣(愛知揆一君) これは誠に、法律的に申しますと、予算はすで

に成立いたしておられます。従つてあの予算に基きましてこの補助金を出しますことは、この法律案ができようができませんが、人事がどうなるが、これは政府の責任でございます。従つて私は今後におきましての私の気持を今率直に申上げたのであります。又私自身の気持といたしまして、当委員会が国会の開会中で活動されておりますやうなときに、私の発意で中間的に御報告申上げることはい向いと思ひませんけれども、制度としてさういふことは考へておりません。

○海野三期君 只今の小松委員からの
お話、それから又通産大臣としては、
予算が通つたからそれは出さなければ
ならぬのだとおつしやるのは、それは
御尤もであります、世論ごうくとして
している中にも予算が通つたからやる
のだというふうなことは、どうも私
も腑に落ちないのであります、やは
りこれを、補助金をお出しになると
にはそういうふうな世論を十分御斟酌
になつて金をお出しになつて頂きた
い、こういうふうには私に思ふので
す。

○三輪貞治君 今朝の朝日新聞の記事
によりまして、第一物産が丸善石油と
提携をしてイランから市価よりも約一
三割安い原油、約三万八千トンの輸入
をして、その見返りに日本からブリキ
板二千トンを輸出するパートナー貿易契
約をイラン国有石油会社との間に取極
めた、こういう記事が載つていて、御
申上げますが、通産省としては御許可
に相成るつもりでありますか。この契
約を……、先ずその点からお伺いた
します。

○國務大臣(愛知揆一君) 実は今朝の
朝日の記事は、私も記事を見まして初
めて知つたわけでありまして、それか
ら通産省のほうで事務当局にも確めま
したところが、やはり同様の状態であ
りまして、まだ公の相談を受けており
ません。公の相談がございましたら
いろいろその状況に対処いたしまして回
答するなり、態度をきめたいと思いま
す。

○國務大臣(愛知揆一君) 先ほど申上
げましたように、これは法律上並びに
予算上、制度から申しますと、すで
に予算が決定されて両院の議を経て成
立したのでありますから、これをいつ
どういふ形で執行するかどうかとい
うことは政府の権限であり、本件につ
きましては通産省の決定するところご
ざいます。併し先ほど来申しておりま
すように、私としては十分これで帝石
が立直つて、国家的な使命の負託に
応え得るといふ見通しがついてからこ
れは予算の執行をいたすべきものであ
る、こういうふうには考へております
から、自然只今の御希望に即ちするに
私としてはいたしたい、ただこれを制度
の上においてそういうお約束をする
という事は、私は却つてこれは変なこ

とになると思ひますから、そういう場
合にどうするかということ行政権の
責任において措置いたしますこと
を認め願ひたい、又それが当然なこと
である、こういうふうには考へたわけ
でございます。

○三輪貞治君 今朝の朝日新聞の記事
によりまして、第一物産が丸善石油と
提携をしてイランから市価よりも約一
三割安い原油、約三万八千トンの輸入
をして、その見返りに日本からブリキ
板二千トンを輸出するパートナー貿易契
約をイラン国有石油会社との間に取極
めた、こういう記事が載つていて、御
申上げますが、通産省としては御許可
に相成るつもりでありますか。この契
約を……、先ずその点からお伺いた
します。

○國務大臣(愛知揆一君) 実は今朝の
朝日の記事は、私も記事を見まして初
めて知つたわけでありまして、それか
ら通産省のほうで事務当局にも確めま
したところが、やはり同様の状態であ
りまして、まだ公の相談を受けており
ません。公の相談がございましたら
いろいろその状況に対処いたしまして回
答するなり、態度をきめたいと思いま
す。

○三輪貞治君 勿論そうでありま
すが、これは今急に起つた問題ではな
しに、かなり長い間いろいろと論議を
された問題ですから、大体その肚はき
まつているのじやないか。政府のほう
では大体においてこれを許して行くつ
もりだとか、やはり従前の態度を堅持
されて一切もろ駄目だと、こういうふ
うにお考へになつておられるのか。ただそ

の辺だけでも一つお明かし願ひたい
と思ひます。

○國務大臣(愛知揆一君) これは通産
省の立場といたしまして、実はほうま
く話がまとまればいいという期待を持
つております。ただ前回本会議でも
御質問がございましてお答えいたし
たように、やはり外交関係の顧慮とい
うことを、十分しなければならぬとい
う政府の態度でございまして、同時に
現地といふことも、におきまして米
國、英國等との間にいろいろ紛争があ
るやうでございまして、その終局を待
ちまして、その動向を勿論当方として
監視を續けていくわけでございます
が、國際的に紛争を起さないよう
に、又或いは紛争の渦中に入らずに
円滑に運ぶようにという配慮をいたし
ております。なお最近現地方面に行つ
ておりました外務省筋の者も近く歸つ
て参るやうでございまして、通産省
としては常にそういうふうな情報や見
方を元にいたしまして、冒頭におい
申上げましたように、できればこうい
うふうな話し合いは円滑に進むことを期
待して行くわけでございます。

○國務大臣(愛知揆一君) これは、只
今仰せになりましたことと違つたのであり
まして、その考え方の筋として外交関係
の問題ということが上にかぶさつてお
るわけでありまして、それから私は経
済問題としてそれを別にして申しまし
たつもりであつて、特にパートナー形式
というものであれば私どもとしては非
常に望ましいことである。併しその
パートナーであるということ、それか
ら例えばドルなりポンドなりで決済を
するかどうかということ、いざし
らにいたしましては同様な顧慮とい
う点におきましては同様な顧慮がも
たれて、外交関係についての顧慮がも
たれて、必要がなくなつたとか、或いはこの
程度ならば大丈夫だといふことになつ
た場合に、さて今度は現金の決済より
はパートナー方式で行くほうが望まし
い、こういう方針で私は一貫して考へ
て来たわけでありまして、その一方
の条件としましては今回の記事は非常
に有利だと思ひます。ただその外交関

係の顧慮という点について、まだこれ
で大丈夫だといふところまで私どもは
見ていないという状況でございます。

○國務大臣(愛知揆一君) 去年のこのイランの石
油の輸入の後におきまして、石油の外貨
については特に積出港を指定して、
イランからのものに対しては許可を
しないという御方針をおきめになり、
それによつて事実上のストップをされ
たわけですが、その後外貨の追加も輸
入がそれ以上でなくなつたといふこと
なんですが、本年度もそれは外貨の割
当について、やはり油については積出
港を指定して、特定な場所について、特
にこのイラン等について御禁止にはな
らない方針でありますかどうか、その
点……。

○國務大臣(愛知揆一君) その外貨の
割当をイランの石油に対して、例
えば出光なら出光に対して現実に割当
てる行政措置をいたします時期は、
もう少しこの外交関係についてもはや
よろしいと思ひます。これはとめておく
つもりなのであります。それから、さ
つてその時期が早いほうが結構だと思
つておりますが、その時期になりまし
て、もうよからうといふことで割当
てるその時の客観的な情勢によりまし
て、或いは港を指定するとか、或いは時期
を指定するとかいふことは考へられ
ると思ひますけれども、只今まだそこま
で今年度どうやるかといふことにつ
いてはまだつきりした方針をきめてお
りません。

○國務大臣(愛知揆一君) 時間がありま
せんから
簡単にもう一点だけお伺ひしますが、
このたびのこの契約は原油輸入契約で
ありますから初めてでありまして、若

○三輪貞治君 時間がありま
せんから
簡単にもう一点だけお伺ひしますが、
このたびのこの契約は原油輸入契約で
ありますから初めてでありまして、若

しこれをお許しになるとすれば原油以外のその他の製品についての契約も同様に許可される、こういうふう丁解してよろしいございますか。

○国務大臣(愛知揆一君) それはその通りに考えております。

○委員長(中川以良君) 本日はこの程度にしておきたいと存じますが、如何でございますでしょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(中川以良君) では本日はこの程度にして散会いたします。

午後四時十九分散会

昭和二十九年四月二十二日印刷

昭和二十九年四月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局